

長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会規則

令和 3 年 3 月 26 日
長崎市規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和 28 年長崎市条例第 42 号）第 3 条の規定に基づき、長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- (3) スポーツ関係団体を代表する者
- (4) 平和関係団体を代表する者
- (5) 商工業関係団体を代表する者
- (6) 観光関係団体を代表する者
- (7) 環境関係団体を代表する者
- (8) 教育関係団体を代表する者
- (9) 障害者団体を代表する者
- (10) 地域活動団体を代表する者
- (11) 市民

3 市長は、前項第 1 1 号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年又は委嘱の日から第 7 条の規定による報告が終了する日のいずれか早い日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 2 項第 2 号から第 10 号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前 2 項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第7条 委員長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、土木部土木企画課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

委員名簿

令和3年6月1日時点

所 属	職 名	氏 名
長崎大学水産・環境科学総合研究科	教授	渡辺 貴史
長崎県立大学地域創造学部公共政策学科	教授	西岡 誠治
九州大学芸術工学部環境設計学科	准教授	高取 千佳
長崎県土木部	参事監	坂田 昌平
(公財)長崎市スポーツ協会	理事長	渡辺 雄児
(公財)長崎平和推進協会	事務局長	中川 正仁
長崎商工会議所 都市整備委員会	委員長	鈴木 茂之
(一社)長崎国際観光コンベンション協会	専務理事	浦瀬 徹
特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎	会員	佐藤 恵
長崎市PTA連合会	常任理事	黒木 一誠
(一社)長崎市心身障害者団体連合会	理事	富永 眞理子
平和公園地域まちづくり協議会	会長	深堀 義昭
山里地区連合自治会	会長	久米 直
城山校区連合自治会	会長	古賀 信恕
斜面地・空き家活用団体つくる	代表	岩本 論
市民		島内 昌司